

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五條市長 平岡 清司

市町村名 (市町村コード)	五條市 (29207)
地域名 (地域内農業集落名)	野原牧地区 (野原東、野原中、野原西、野原町、牧町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・少子高齢化等の進行により将来の地域農業継続が危ぶまれていたことから、地域の話し合いにより集落営農組織ひまわりを立ち上げた。

・集落営農組織の参加者が少数(7名)であり、組織外の農地を大きく集積する容量がないことから、人(担い手)の集積を図ることが急務となっている。

・集落営農組織が大きくなるまでは、少数の農業者でも実施できる小さな農業で稼ぐ術を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集落営農組織を成長させ、農業に対する明るい展望を持てる経営を目指し、後継者等の雇入れ等の経営状況の改善を地域に示すことで、参加者の拡大を図る。

・経営作目については、ブランド化等の米の付加価値の増加、かぼちゃやスイートコーン等の高収益作物の栽培等により農業経営の安定化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	202.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	129.94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・中心経営体が耕作する農地以外に、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農用地等も優先的に保全管理する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集落営農組織及び他の地区内の農業を担う者への集積を基本としつつ、無理な集積とならないよう、集落営農組織への参加を呼びかける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地集積に当たっては、農地中間管理機構を活用する方法を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
・平坦部が少なく、小さい農地が多いためほ場整備等を検討し、1筆当たりの面積を増大させることで農地集積の加速を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・法人化、ルール作り等を通じて集落営農組織の成長を図り、明るい展望を見込める経営状況を示すことで、外部人材等も含めた担い手の確保につなげる。 ・新たな担い手について、簡単な役を担ってもらう等、地域とのコミュニケーションが図れる環境を整備し、地域に受け入れられ易い育成を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用して農用地の保全管理を行う。
・集落営農組織の成長に合わせて、集落営農活性化プロジェクト促進事業等の交付金事業の活用を検討し、経営状況の改善を図る。